

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和3年(2021年)

目 次

議案第 8 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 9 号	鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての 選択の機会の確保に関する条例の制定について……………	8
議案第 10 号	鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例 の制定について……………	12
議案第 11 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
議案第 12 号	鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	24
議案第 13 号	鎌倉市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 14 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）……………	30
議案第 15 号	令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	35

議案第 8 号

市道路線の認定について

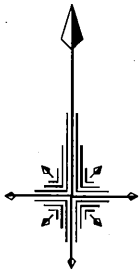
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和3年（2021年）6月16日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

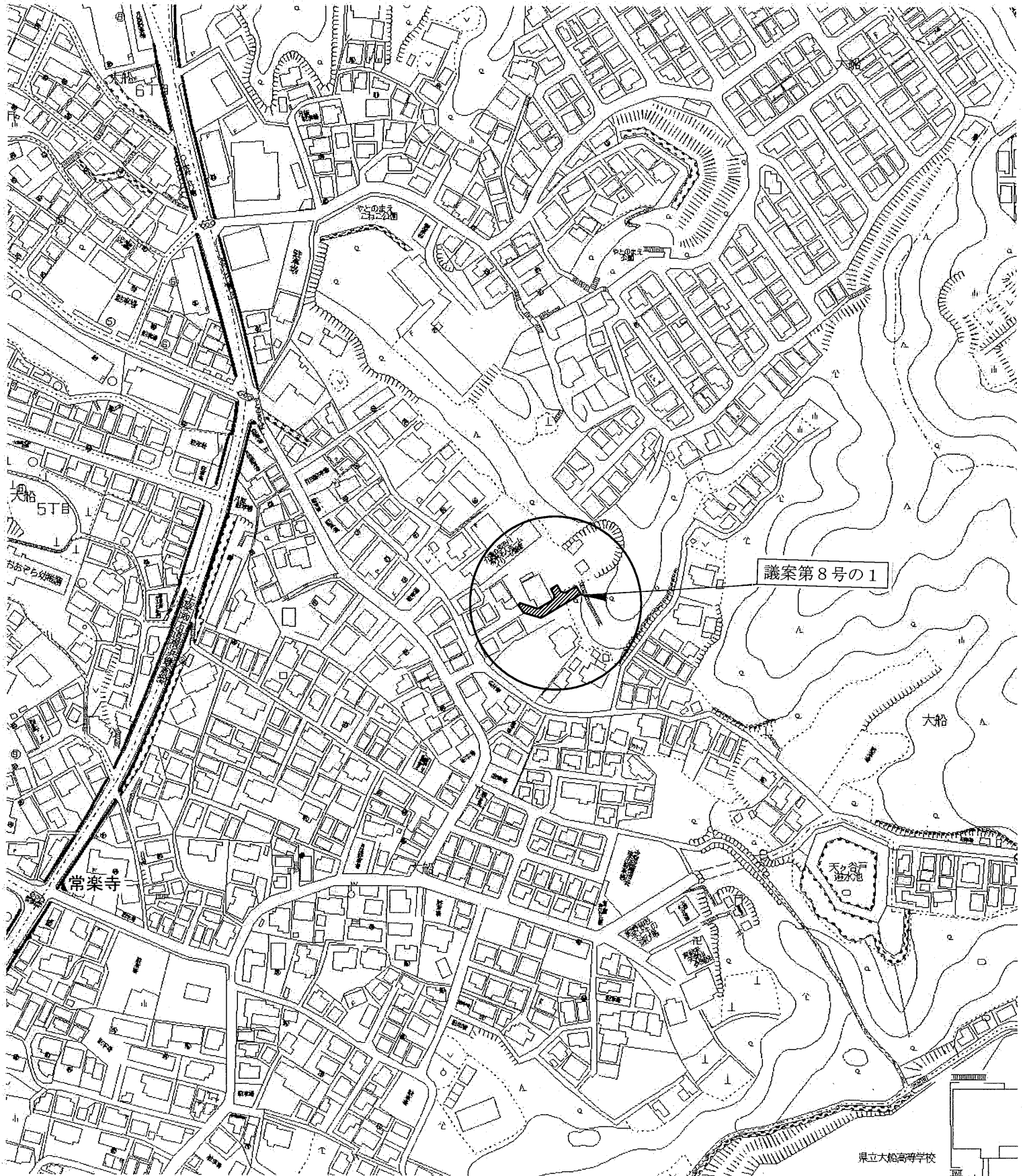
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	大 船 字 大 谷 之 前	1923番8	大 船 字 大 谷 之 前	1921番2	5.00～ 5.40	37.56	223.23	1



凡例  認定箇所

案内図

図面番号 1



議案第 9 号

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の
手段についての選択の機会の確保に関する条例の制
定について

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段について
の選択の機会の確保に関する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）6 月 16 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

視覚障害者及び聴覚障害者等が自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えるため、情報取得等の手段についての選択の機会の確保について基本理念等必要な事項を定めるものである。

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段について
の選択の機会の確保に関する条例

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得及び利用並びに他者との意思疎通は、必要不可欠なものです。

しかしながら、多くの視覚障害者及び聴覚障害者等は、必要な情報の取得や周囲の人たちとの意思疎通が困難なことから、不安や不便を感じながら生活をしています。

平成26年1月に日本が批准した障害者の権利に関する条約では、障害者が手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉など多様な形態の意思疎通の手段であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができるよう措置をとることが規定されています。同条約を踏まえて改正された障害者基本法では、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが盛り込まれました。

また、平成31年4月には、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を本市において実現するために、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例を施行し、十分な情報のやりとりを可能にするために、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを基本的施策の1つとして掲げました。

このような背景から、視覚障害者及び聴覚障害者等の権利が擁護され、視覚障害、聴覚障害等の有無にかかわらず市民がお互いを尊重し合うことができる社会を目指し、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保を図るためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策に関する基本的な事項を定めることにより、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報取得等の手段 情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を行

うための手段をいう。

- (2) 視覚障害者及び聴覚障害者等 視覚障害、聴覚障害、音声機能若しくは言語機能の障害その他の身体機能の低下によって、情報を取得し、若しくは利用すること又は他者と意思疎通することに関して著しい制限がある者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき行うものとする。

- (1) 視覚障害者及び聴覚障害者等が、基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 視覚障害者及び聴覚障害者等の有する障害の状態その他の身体機能の状態（以下「障害等の状態」という。）にかかわらず、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行う権利は、最大限尊重されること。
- (3) 情報取得等の手段は、手話、触覚を使った手話、認識が容易な文字の表示、点字、筆記、音声、平易な言葉、朗読、身体障害者補助犬その他の障害等の状態に応じた、利用しやすい多様なものであること。
- (4) 市、市民及び事業者は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会を確保するための施策を推進するものとする。

- 2 市は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を利用できるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の知る権利を保障するため、視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段により情報提供を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、施策の推進に当たり、関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力する

よう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を利用できるように努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 視覚障害者及び聴覚障害者等の障害等の状態についての理解の促進に関する施策
- (2) 情報取得等の手段の多様性についての理解の促進及び学習の機会の提供に関する施策
- (3) 多様な情報取得等の手段を利用するに当たっての環境整備に関する施策
- (4) 意思疎通支援者(手話言語通訳、点訳(文字を点字に訳すことをいう。)、要約筆記(口述を要約して筆記することをいう。))又は音訳(文字を音声に変換することをいう。)を行う者その他の視覚障害者及び聴覚障害者等と他者との意思疎通を支援する者をいう。)を確保し、又は養成するための施策
- (5) 災害時において視覚障害者及び聴覚障害者等が、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行うことができる環境整備に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(財政上の措置)

第8条 市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）6 月 16 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

大船子育て支援センター、放課後子どもひろばおさか及び鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」を一体的に管理運営する指定管理者を選定するため、新たな指定管理者選定委員会を設置するものである。

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会	5人以内	を に
鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会 大船子育て支援センター及び鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」等指定管理者選定委員会	5人以内	

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）6 月 16 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正により、建築物の認定申請等における申請手数料を新たに定めるものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第77項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同款第78項中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改め、同款第85項第3号中「掲げる建築物の部分」の次に「(共用部分(共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。)の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)」を加え、同号イ中「(共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。)」を削り、

「 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 180,000円 」	を	「 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 140,000円 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 180,000円 」	に改め、同号ウ中「第83項」
---	---	--	----------------

を「第89項」に、

「 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 380,000円 」	を	「 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 300,000円 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 380,000円 」	に改め、同款第86項第3号
---	---	--	---------------

中「掲げる建築物の部分」の次に「(共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)」を加え、同号イ及びウ中

「 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 27,000円 」	を	「 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 17,000円 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 27,000円 」	に改め、同款第88項第3号
--	---	--	---------------

中「掲げる建築物の部分」の次に「(共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)」を加え、同号イ中

「 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 90,000 円 」 を 「 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの 70,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 90,000 円 」 に改め、同号ウ中

「 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 190,000 円 」 を 「 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの 150,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 190,000 円 」 に改め、同款第 89 項第 3 号

中「掲げる建築物の部分」の次に「(共用部分の審査を要しない場合にあっては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)」を加え、同号イ及びウ中

「 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 13,500 円 」 を 「 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの 8,500 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 13,500 円 」 に改め、同款第 90 項第 1 号

中「経済産業省令・国土交通省令」を「経済産業省・国土交通省令」に改め、同号ア中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 26,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円 」 に改め、同号イ中「場合」の

次に「又は同号ただし書及び省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法（以下「建築物総合シミュレーションツール」という。）によって非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を

有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 43,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 31,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 43,000 円 」 に改め、同項第 2 号ア中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 150,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 110,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 150,000 円 」 に改め、同号イ中「場合」の

次に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 370,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 290,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 370,000 円 」 に改め、同款第 91 項第 1 号ア

中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 13,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 」 に改め、同号イ中「場合」の

次に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 1,000 平方

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 21,500 円 」 を 「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 21,500 円 」 に改め、同項第 2 号ア中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 55,000 円 」 に改め、同号イ中「場合」の次
「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円 」

に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 185,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 145,000 円 」 に改め、同項第 92 項第 1 号ア
「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 185,000 円 」

中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 13,000 円 」 に改め、同号イ中「場合」の次
「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 」

に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 21,500 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 15,500 円 」 に改め、同項第 2 号ア中
「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 21,500 円 」

方メートル未満のもの 21,500 円」

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円」

を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 55,000 円」

「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円」

に改め、同号イ中「場合」の次

に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 185,000 円」

を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 145,000 円」

「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 185,000 円」

に改め、同款第 93 項第 2 号ア

(ア)中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円」

を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 26,000 円」

「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円」

に改め、同款第 94 項第 1 号イ

(ア)中「をいう。」の次に「ただし、共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。」を加え、同号イ(イ)中「(法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、第 96 項及び第 97 項において同じ。)」を削り、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 27,000 円」

を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 16,000 円」

「 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 27,000 円」

に改め、同項第 2 号イ(イ)a中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 150,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 110,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 150,000 円 」 に改め、同号イ(イ)b中「及び第

97 項」を削り、「場合」の次に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 370,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 290,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 370,000 円 」 に改め、同款第 96 項第 1 号イ

(イ)中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 13,500 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 8,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 13,500 円 」 に改め、同項第 2 号イ(イ)a中

「 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円 」 を 「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 55,500 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円 」 に改め、同号イ(イ)b中「場合」

の次に「又は建築物総合シミュレーションツールによって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合」を加え、

「 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの

「
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
の 185,000 円
」

を
の 145,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
の 185,000 円

に改め、同款第 97 項各号を次

のように改める。

(1) 次号に掲げる場合 それぞれ次に定める金額
以外の場合

ア 一戸建ての住宅（省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)（省令附則第 4 条第 1 項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）に適合するものに限る。）の場合
第94項第 2 号アに定める額

イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）の場合 前項第 2 号アに定める額

ウ 一の建築物の場合
当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分（省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)（省令附則第 4 条第 1 項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）又は省令第 1 条第 1 項第 3 号ロ（同項第 2 号イ(2)に適合するものとして申請され、かつ、住宅部分の設計一次エネルギー消費量（同項第 1 号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項において同じ。）が同項第 2 号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設

計一次エネルギー消費量を用いて算出された場合を除く。)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 第94項第2号イ(ア)に定める額

(イ) 住宅部分(ア)に該当するものを除く。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
57,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物
160,000円

(ウ) 非住宅部分(省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 第94項第2号イ(イ)bに定める額

(エ) 非住宅部分((ウ)に該当するものを除く。) 第94項第2号イ(イ)aに定める額

(2) 当該建築物が建築 第94項第1号に定め

物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ判定機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定若しくは法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合

別表市長の部都市景観部関係の款第117項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同款第118項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部都市景観部関係の款第77項、第78項、第117項及び第118項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 12 号

鎌倉市児童発達支援センター条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 3 年（2021年） 6 月 16 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

児童福祉法の規定による障害児通所支援の措置を受けた児童の利
用料金に係る規定を削除するものである。

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市児童発達支援センター条例（昭和51年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市下水道条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 6 月 16 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

占用料等について、国又は地方公共団体を一律に不徴収とする規定を改めるものである。

鎌倉市下水道条例等の一部を改正する条例

(下水道条例の一部改正)

第1条 鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条中「徴収しない」を「徴収しないことができる」に改め、同条第1号中「の行う事業の」を「が公用、公共用又は公益事業の用に供する」に改める。

第24条を次のように改める。

(占用料の減免)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために占有するとき。
- (2) その他公益上特に必要がある規則で定めるものために占有するとき。

(腰越漁港管理条例の一部改正)

第2条 鎌倉市腰越漁港管理条例（昭和60年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより」を「該当するときは」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき。
- (2) 腰越漁業協同組合が使用するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

第14条第3項中「免除及び還付」を「還付」に、「第11条第2項及び第3項」を「第11条第3項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「同条第3項ただし書中」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂採取料等の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 公共的団体（法第39条第4項に規定する者を除く。）が公共用又は公益事業の用に供するために同条第1項に規定する採取又は占有をするとき。
- (2) 腰越漁業協同組合が前号の採取又は占有をするとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(準用河川占用条例の一部改正)

第3条 鎌倉市準用河川占用条例(平成12年3月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「この限りでない」を「占用料を徴収しないことができる」に改め、同条第1号中「行う事業の」を「公用、公共用又は公益事業の用に供する」に改める。

第4条を次のように改める。

(占用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために占有するとき。
- (2) その他公益上特に必要がある規則で定めるもののために占有するとき。

(法定外公共物管理条例の一部改正)

第4条 鎌倉市法定外公共物管理条例(平成23年3月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「徴収しない」を「徴収しないことができる」に改め、同項第1号中「の行う事業の」を「が公用、公共用又は公益事業の用に供する」に改める。

第8条を次のように改める。

(占用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために占有するとき。
- (2) その他公益上特に必要がある規則で定めるもののために占有するとき。

(大船駅西口交通広場条例の一部改正)

第5条 鎌倉市大船駅西口交通広場条例(平成23年9月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「徴収しない」を「徴収しないことができる」に改め、同項第1号中「の行う事業の」を「が公用、公共用又は公益事業の用に供する」に改める。

第10条を次のように改める。

(占用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために占有するとき。
- (2) その他公益上特に必要がある規則で定めるものために占有するとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

令和 3 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 4 号）

令和 3 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92,035 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,579,137 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年（2021 年）6 月 16 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	8,151,511	7,994	8,159,505
	10 国庫補助金	1,150,767	7,994	1,158,761
60	県支出金	3,921,961	7,501	3,929,462
	10 県補助金	754,589	7,501	762,090
70	寄附金	1,213,842	13,499	1,227,341
	5 寄附金	1,213,842	13,499	1,227,341
75	繰入金	4,123,816	33,241	4,157,057
	5 基金繰入金	4,121,816	33,241	4,155,057
85	諸収入	890,274	17,200	907,474
	25 雑入	463,123	17,200	480,323
90	市債	2,285,300	12,600	2,297,900
	5 市債	2,285,300	12,600	2,297,900
	歳 入 合 計	61,487,102	92,035	61,579,137

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	7,927,339	33,339	7,960,678
	5 総務管理費	6,273,209	33,339	6,306,548
15	民生費	25,895,959	7,985	25,903,944
	5 社会福祉費	12,604,333	3,000	12,607,333
	10 児童福祉費	11,142,980	4,985	11,147,965
20	衛生費	5,762,804	986	5,763,790
	5 保健衛生費	1,792,651	986	1,793,637
45	土木費	7,021,661	15,485	7,037,146
	10 道路橋りょう費	948,641	15,246	963,887
	20 都市計画費	4,328,313	239	4,328,552
50	消防費	2,737,138	27,835	2,764,973
	5 消防費	2,737,138	27,835	2,764,973
55	教育費	6,218,222	6,405	6,224,627
	5 教育総務費	2,231,199	5,160	2,236,359
	25 保健体育費	365,692	1,245	366,937
	歳 出 合 計	61,487,102	92,035	61,579,137

第2表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
横断歩道橋維持修繕工事負担金 (小袋谷歩道橋)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 368,913	令和4年度から 令和5年度まで	千円 416,520

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 94,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 96,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
道路整備事業費	509,300	同 上	同 上	同 上	519,900	同 上	同 上	同 上
合 計	2,285,300				2,297,900			

議案第 15 号

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良費			
（1）管渠事業費	526,947千円	4,139千円	531,086千円
（資本的収入及び支出）			

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,988,072千円	4,139千円	2,992,211千円
第 1 項 企業債	1,427,800千円	3,900千円	1,431,700千円
第 2 項 他会計補助金	1,552,989千円	239千円	1,553,228千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	4,050,106千円	4,139千円	4,054,245千円
第 1 項 建設改良費	657,614千円	4,139千円	661,753千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,427,800	普通貸借または証券発行。進捗等により起債の全部または一部は翌年度繰り越すことができる。	4.0%以内(ただし、見直し方式で借入れ資金が地方公共団体機構に、利率の見直しを行った後は、当該の利率)	政府資金については、その貸付により、銀行その他から期間を以て、市内におき、市都府県により期間償還短縮し、は繰り越したに借換する。	千円 1,431,700	普通貸借または証券発行。進捗等により起債の全部または一部は翌年度繰り越すことができる。	4.0%以内(ただし、見直し方式で借入れ資金が地方公共団体機構に、利率の見直しを行った後は、当該の利率)	政府資金については、その貸付により、銀行その他から期間を以て、市内におき、市都府県により期間償還短縮し、は繰り越したに借換する。

令和3年(2021年)6月16日提出

鎌倉市長 松尾 崇